



クーリング・オフ後、事業者に返送した商品が宛先不明で戻ってきた場合の対処方法は？

相談者の気持ち

電話勧誘で健康食品を購入しましたが、クーリング・オフしました。返金を確認後、商品を送り返したのですが、宛先不明で戻ってきてしまいました。数日後、事業者が逮捕されたことを知りました。商品は保管しなければいけないのでしょうか。また、いつまで保管すればよいのでしょうか。

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に『知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門』(共著、幻冬舎、2019年)ほか



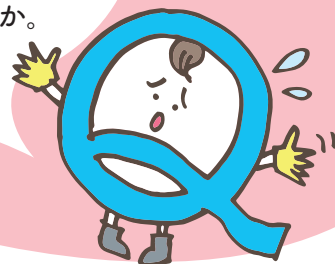
クーリング・オフした後に事業者に返送した商品について、事業者側の事情で再び戻って来てしまった場合でも、消費者に保管の義務があります。

クーリング・オフが行われると、事業者と消費者の両当事者は、それぞれに原状回復義務を負います。事業者は支払われた代金を消費者に返還する義務を負い、同時に消費者は、既に受け取っている商品を事業者に返還する義務を負います(もっとも、返還に要する費用は事業者側の負担ですが)。

この商品が事業者側の事情で受け取られなかった場合(事業者側の宛先不明の場合もこれに該当する)でも、それだけで返還の義務が無くなってしまわないからです。

では、いつまで保管の義務があるのか、ということになります。

この点について明確な判断基準は見当たりません。これは、おそらく、クーリング・オフに該当する取引は金額もそう高額にならない場合が多いので、裁判で争われるケースが少ないからだと思われます。そうすると、民法の一般的な消滅時効の規定に従うことになります。



(債権等の消滅時効)

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から五年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から十年間行使しないとき。

(以下、省略)

クーリング・オフが行われて、事業者からの返金もされたということですから、事業者は商品の返還を受ける権利があることを知ったこととなります。そうすると、その時点から5年間ということになります。

もっとも、5年間も保管しなければならないという事態はかなり厄介な感じがすることも否めませんね。

この点について、債権者が受領を拒んだり、債権者がどこに住んでいるか分からない、誰が債権者か分からなかったりしたときなどに、保管している物品を、その物品のまま供託できる「弁済供託」という制度があります。しかし、金銭、有価証券、振替国債等以外の物品を供託物とする供託は、ハードルがとても高く、現実的には難しいものと思っていただくとよいでしょう。